

# 経済要録

## 国内

### ◆公定歩合の引き下げおよび市場金利の引き下げ措置について

日本銀行は、9月8日、「公定歩合の引下げおよび市場金利の引下げ措置について」を発表した。その内容は以下のとおり。

(1) 7月の市場金利引下げ措置以降、短期を中心に各種金利は大きく低下している。為替市場では、それまでの円高の動きが修正されつつある。こうした市場動向を反映して、企業の景況感の過度な萎縮は食い止められている。このため、株価も持ち直している。

(2) 一方、最近の経済情勢をみると、経済活動の足踏み状態が続いており、市場環境の改善にもかかわらず、この傾向が長引く可能性が懸念される。

物価面では、引続き、全般的に下落圧力が根強い状況にある。

上記のような経済活動や物価の状況を反映して、マネーサプライの伸びは鈍化している。

(3) 以上のような情勢を踏まえ、日本銀行としては、引続き、物価が過度に下落した場合の経済に及ぼす影響をも念頭に置きつつ、経済が回復基調に復することを金融面から十分サポートするため、一層強力に金融緩和を推し進めることが必要と判断した。

このため、日本銀行は、本日、公定歩合を0.5% (1.0%→0.5%) 引下げ、正午より実施することを決定した。

また、当面の金融調節に当っては、金融市場において資金の潤沢な供給に努め、市場金利の一段の低下を促すこととした。その際、短期の市場金利は、平均的にみて、新たな公定歩合水準をやや下回って推移することを想定している。

(4) 日本銀行としては、本措置により、金利全般がさらに低下し、物価安定の下での景気の着実な回復に資することを期待しているが、同時に、思い切った規制緩和の推進など構造政策の実施を伴ってこそ、こうした金融緩和の効果が十分に発揮されるものと考ええる。

日本銀行基準割引歩合および  
基準貸付利子歩合の変更  
(平成7年9月8日実施)

1. 商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合

年0.5% (0.5%引下げ)

2. その他のものを担保とする貸付利子歩合

年0.75% (0.5%引下げ)

## ◆平成8年度一般会計予算等の概算要求について

大蔵大臣は、9月8日、平成8年度の一般会計概算要求および財政投融资計画要求を閣議に報告した。その概要は以下のとおり。

### 平成8年度一般会計概算要求

(単位 億円、%)

	平成7年度 当初予算	平成8年度 概算要求	前年度比
一 般 歳 出	421,417	439,287	4.2
皇 室 費	58	65	11.6
国 会 判 査 所	1,226	1,242	1.3
計 査 院	2,950	3,071	4.1
内 閣 府	151	160	6.0
総 務 庁	168	171	1.7
うち 防 衛 庁	88,185	89,168	1.1
そ の 他 省	47,234	48,604	2.9
法 務 省	40,952	40,564	△ 0.9
外 務 省	5,540	5,685	2.6
大 蔵 省	7,248	7,686	6.0
文 部 省	17,134	17,992	5.0
厚 生 省	56,393	58,541	3.8
農 林 産 業 省	139,746	148,690	6.4
通 商 産 業 省	28,721	28,937	0.8
運 輸 省	9,003	9,431	4.8
郵 政 省	8,778	8,871	1.1
労 働 省	502	543	8.1
建 設 省	4,651	4,743	2.0
自 治 省	49,346	50,212	1.8
公共投資重点化枠	1,617	1,080	△33.2
	—	3,000	—
国 債 費	132,213	174,737	32.2
地方交付税交付金	132,154	159,237	20.5
産業投資特別会計へ繰入等	24,087	13,000	△46.0
うち 事 業 分	13,000	13,000	0.0
償 還 分	11,087	—	—
決算不足補填繰戻	—	5,663	—
合 計	709,871	791,925	11.6

## 平成8年度財政投融资計画要求

(単位 億円、%)

	平成7年度 当初計画	平成8年度 計画要求	前年度比
住 宅 関 連 機 関	120,034	120,931	0.7
住 宅 金 融 公 庫	106,289	108,055	1.7
住宅・都市整備公団	13,745	12,876	△ 6.3
中 小 企 業 関 連 機 関	63,016	55,205	△12.4
うち 国民金融公庫	32,500	31,500	△ 3.1
中小企業金融公庫	25,711	19,030	△26.0
環境衛生金融公庫	3,857	3,696	△ 4.2
そ の 他 の 公 庫 ・ 銀 行	40,805	35,495	△13.0
うち 日本開発銀行	19,060	16,083	△15.6
日本輸出入銀行	12,900	11,650	△ 9.7
そ の 他 の 公 団 ・ 事 業 団 等	92,806	107,671	16.0
うち 日本道路公団	19,103	18,292	△ 4.2
首都高速道路公団	4,145	4,149	1.2
日本鉄道建設公団	1,965	1,447	△26.4
年金福祉事業団	21,548	30,938	43.6
日本国有鉄道清算事業団	9,102	14,247	56.5
地 方	85,740	96,060	12.0
地 方 公 共 団 体	72,500	79,500	9.7
公営企業金融公庫	13,240	16,560	25.1
一般財投分計 (A)	402,401	415,362	3.2
郵便貯金特別会計	50,000	50,000	0.0
年金福祉事業団	19,500	21,000	7.7
簡易保険福祉事業団	10,000	10,000	0.0
資金運用事業分計 (B)	79,500	81,000	1.9
総 計 ( A ) + ( B )	481,901	496,362	3.0

## ◆政府、「経済対策」を発表

政府は、9月20日、経済対策閣僚会議を開催し、「経済対策——景気回復を確実にするため——」を決定した。その内容は以下のとおり。

(景気の現状等)

我が国経済は、平成5年10月に景気の谷を迎えて以降、その景気回復スピードは過去の回復局面と比較しても極めて緩やかであり、最近の景気は足踏み状態が長引くなかで、弱含みで推移している。特に、雇用面や中小企業分野では厳しい状況が続いている。

これまでの累次の経済対策にもかかわらず景気が十分回復していない理由としては、資産価値の下落が家計、一般企業の負債の負担感を高め、同時に、金融機関の不良債権の増大を招いたことに加え、内外価格差、生産性の部門間格差等の構造的問題の存在や急激な円高があったことがあげられ、これらに対応した適切な施策が求められている。4月の緊急円高・経済対策以降の一連の政策努力や今年8日の公定歩合の引下げ等切れ目のない施策の結果、足元の経済は依然厳しいものの、為替や株式市場に明るい兆候が見られるようになってきている。今こそ的確に、効果的な景気対策を打つべきである。

今後とも、本対策の着実な実施と機動的な経済運営を行っていくことにより、景気に関する効果は一層確実なものとなり、我が国経済の中長期展望が開けることとなる。

(対策の骨格)

本対策では、こうした認識の下、次の三つの点に重点をおいて、事業規模として史上最大の総額14兆2,200億円にのぼる経済対策を講ずることとした。

第一に、思い切った内需拡大策の実施により、先行き不透明感の払拭と消費者・企業マインドの改善を図り、消費・設備投資の活発化を通じ早期に景気回復を確実なものとする。このため、過去最大規模の公共投資等を確保し、その効率

的実施を図るとともに、現下の経済社会情勢に的確に対応するため重点的な投資等を行うこととする。

第二に、資産価値の下落に伴う諸問題を含め、現在直面している課題の早期克服に努める。土地の有効利用の促進や証券市場活性化策等を進めるとともに、金融機関の不良債権問題についても早期処理が必要である。また、雇用情勢や中小企業の経営環境に対応して適切な対策を講じる。

第三に、中長期的発展に資する日本経済の構造改革を推進するため、研究開発・情報化の推進、新規事業の育成等による経済フロンティアの拡大、規制緩和や輸入・対日投資を促進する。

なお、こうした施策の実施状況や成果に関する情報について総合的に把握し、内外の理解を深めるよう努める。

1. 思い切った内需拡大

景気の早期回復を図るため、公共事業を拡大するとともに、科学技術・情報通信分野、土地の有効利用等にも重点的に対応することとし、総額12兆8,100億円規模の公共投資等の拡大を行う。これにより、本年度下期から来年度にかけて切れ目のない執行を図る。

(1) 公共事業の推進

①一般公共事業

- ・ 一般公共事業については、後述する阪神・淡路大震災復興関連事業、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策等においては優先的に所要の事業量を確保する。

さらに、景気の早期回復を確実なものとするため、一般公共事業として事

業費 3兆9,300億円（公団の事業を含む。）を追加し、国民生活の質の向上、安全の確保、経済発展のための基礎的な条件として不可欠な分野に重点投資を行う。

- ・ 事業の実施に当たっては民間投資を誘発するものなど投資効果の高いものに重点を置くとともに、地域経済の実情に配慮し、円滑な執行を図る。

#### ②災害復旧事業

- ・ 災害復旧の進度を大幅に高めることにより速やかな事業実施を図ることとし、事業費7,000億円を追加する。

### （2）科学技術・情報通信の振興、教育・社会福祉施設等の整備等

#### ①科学技術・情報通信の振興、研究施設等の整備

- ・ 新しい産業の創出につながる科学技術・情報通信の振興、研究施設等の整備のため事業費4,000億円を追加する。

#### ②教育・社会福祉施設等の整備、防災対策等の推進

- ・ 教育・社会福祉施設等の整備、防災対策等の推進のため、事業費5,100億円を追加する。

### （3）土地の有効利用の促進

- ・ 公共用地の取得、民間都市開発推進機構の土地取得及び地方公共団体等の公共用地の先行取得のため、事業規模として総額3兆2,300億円を追加する。

### （4）阪神・淡路大震災復興関連事業等の推進

- ・ 生活の再建、経済の復興、安全な地

域づくりを図るため、緊急に必要な震災復興関連事業等を可能な限り盛り込むこととし、一般公共事業を中心に事業費1兆4,100億円を追加する。

### （5）ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の着実な実施

- ・ 「ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策大綱」に基づき、高生産性農業基盤、地域の農業生産の高度化等のための施設等を整備するほか農業振興に資する事業を実施することとし、一般公共事業と農業構造改善事業等をあわせて事業費1兆1,100億円を追加する。

### （6）地方単独事業の推進

- ・ 地方単独事業についても、地域の実情に即して、災害に強い安全なまちづくりをはじめとして住民に身近な社会資本等の整備が図られるよう、地方公共団体に対して、1兆円の事業費の追加を要請する。

### （7）住宅投資の促進

#### ①住宅金融公庫の融資の拡充

- ・ 住宅金融公庫の融資制度を拡充するとともに、事業規模5,200億円を追加する。これにより、貸付枠を3万戸追加し、66万戸とする。

#### ②住宅供給のための諸施策の推進

- ・ 住宅リフォームの推進を図るとともに、都心居住を推進するため、都心共同住宅供給事業等を推進する。

### （8）財政投融资の積極的な活用

- ・ 本対策の公共投資等の円滑な実施を

図るため、国債、地方債の消化等について財政投融资資金を積極的に活用する。

(9) 金融政策の機動的運営

- ・ 内外経済動向及び国際通貨情勢等を注視しつつ、金融政策の適切かつ機動的な運営を図る。

2. 直面する課題の克服

(1) 土地の有効利用の促進等

①公共用地の取得

- ・ 一般公共事業等を投入して、大都市地域に重点を置いて、都市計画道路、都市公園等の公共用地の取得を促進することとし、事業費 1 兆2,300億円を追加する。
- ・ 地方公共団体等が国の融資を受けて行う都市開発等に係る用地の先行取得を促進するため、先行取得後地価が値下がりした場合においても、取得価格等も勘案して事業化（買戻し）を行うことができる仕組みを導入する。

②低未利用地有効利用促進対策の実施

- ・ 東京都心部土地有効利用促進協議会の構成員（現行：都心8区）を拡充するとともに、低未利用地に関する情報の収集・提供の機能を強化する。
- ・ 街区高度利用土地区画整理事業、市街地再開発事業、都心共同住宅供給事業等を推進する。

③民間都市開発推進機構による土地取得の推進

- ・ 機構が行う土地取得について要件の緩和を行い、土地の長期保有を認める

とともに、事業規模5,000億円の追加を行い、あわせて支援の拡充を図ることとし、土地取得の推進を図る。

④地方公共団体等における公共用地の先行取得

- ・ 土地開発基金及び土地開発公社の活用を図るとともに、公共用地先行取得等事業債等による積極的な対応を図ることにより、1兆5,000億円の規模で事業費の追加を要請する。

⑤土地税制の検討

- ・ 土地税制については、最近の経済情勢に鑑み、土地基本法の理念を踏まえつつ、平成8年度税制改正において結論を得るべく、総合的かつ積極的に検討する。

(2) 証券市場の活性化

- ・ 自己株式の利益消却の場合のみなし配当課税の特例措置を講ずることとし、次期臨時国会に所要の法案を提出する。
- ・ ベンチャー企業等の資金調達の円滑化に資するため、平成7年7月に開設された店頭特則市場における株式公開制度等について、平成7年10月より、所要の整備を図る。
- ・ 個人投資家の株式投資を促進するため、平成7年10月から、株式ミニ投資（100株取引）を開始する。
- ・ 平成7年中を目処に、東京証券取引所に中期国債先物取引市場を新たに開設する。
- ・ 平成7年中を目処に、債券の貸借取引において、金融機関、証券会社が貸出者となる場合に借入者から担保とし

て受けた現金に対して課している付利制限を廃止する。

- ・ 企業の機動的な資金調達を可能とし、かつC P市場の活性化を図るため、平成7年10月を目処に償還期間2週間未満のC P発行を解禁する。

### (3) 中小企業対策等（貸付規模1兆2,900億円）

#### ①中小企業等の経営基盤の安定・強化

- ・ 政府系金融機関等による運転資金の支援を拡充し、中小企業の資金繰りを円滑化する。
- ・ 政府系金融機関等に高金利の既往債務を有する中小企業等の債務者の返済の円滑化及び返済負担の軽減に資する措置を講ずる。
- ・ 中小企業信用保険の無担保保険、新事業開拓保険等の保険限度額の引上げ等を行うこととし、次期臨時国会に所要の法案を提出する。また、無担保保証について、引受の促進等を図る。
- ・ 小規模企業向けの経営改善資金に係る融資（マル経制度）及び信用補完制度を拡充する。また、下請企業の自立化に向け、取引慣行等の調査・指導を行う。

#### ②中小企業の構造改革の推進

- ・ 創造的な事業活動を行う中小企業の資金調達を多様化するため、中小企業事業団の高度化融資を活用し、都道府県の財団等を通じた新たな直接金融制度を創設する。また、新事業展開等に係る融資制度を拡充する。
- ・ 中小企業の技術開発に対する補助制度を拡充する。また、インターネット

の利用の促進等中小企業の情報化を支援するとともに、公設試験研究機関の情報化を促進する。

- ・ 商店街の空き店舗の活用を促進するため、中小企業事業団の高度化融資等を拡充する。また、輸入相談会の開催等を通じ、中小流通業者等の輸入への取組を支援する。

#### ③農林漁業対策

- ・ 低利融資の拡大等資金融通の円滑化を図る。

### (4) 雇用対策

#### ①中小企業の活力を活かした雇用機会の創出・人材確保

- ・ 中小企業が行う雇用管理の改善の事業に対する助成を拡充し、中小企業の人材の育成・確保を支援するとともに、雇用機会の創出を図ることとし、次期臨時国会に所要の法案を提出する。

#### ②新分野展開を担う人材育成の推進

- ・ 公共職業能力開発施設を活用しオーダーメイド型職業訓練を実施するとともに、人材高度化のために事業主団体又は事業主が行う訓練の準備、実施のための事業に対し助成を行う。

#### ③新規学卒者、未就職卒業者の就職支援

- ・ 学生職業センター（現在、全国6ヶ所）のない41府県に、臨時的に学生職業相談室を設置し、職業相談・求人情報の提供を充実する。

#### ④失業なき労働移動の支援

- ・ 業種雇用安定法に基づく「特定雇用調整業種」の迅速、機動的な指定を行うとともに、人材の受入れ・送出企業

に対するコンサルティングを実施する。

⑤早期再就職実現のための特別対策の実施

- ・ 公共職業安定所に来所する求職者を活かした特別求人開拓等を実施する。

(5) 金融機関の不良債権問題の取扱い

- ・ 金融機関の不良債権問題については、処理を先送りすることなく、引き続き果敢に対応する。また、預金保険制度の拡充、協同組織金融機関の経営の健全性確保、住宅金融専門会社を巡る問題への対応等を図る。

以上につき、9月末に問題検討の基本的方向を示すよう努力するとともに、年内に対応策がまとまるよう取り組む。

3. 経済構造改革の一層の推進

(1) 科学技術・情報通信の振興、教育、社会福祉研究施設等の整備等

①科学技術・情報通信の振興、研究施設等の整備

(i) 先端的、基礎的、独創的研究開発等の推進

- ・ 研究テーマを公募して技術シーズを発掘するなど大学・国立研究所等における研究開発を推進するとともに、新規事業創出等に資する研究開発を推進する。

(ii) 研究開発基盤の整備

- ・ 研究開発の推進に資する知的基盤の整備、大学・国立研究所等の研究施設・設備の整備等を実施する。

(iii) 産学官の交流と若手研究者等の支援・活用

- ・ 公募されたテーマの研究開発を通じた若手研究者の活用並びに若手研究者へのフェローシップ（特別な研究者として支援する制度）の拡充を図る。

- ・ 国立研究所等での研究に参加する若手研究者等の支援施設並びに産学官の研究交流を推進するための共同研究施設を整備する。

(iv) 情報通信インフラの整備

- ・ 先般策定された実施指針に基づく公共分野の情報化とともに、行政情報化推進計画に基づく行政の情報化を推進する。

- ・ 新産業の創出を促進するため、情報通信技術の研究開発、産業、地域等幅広い分野における情報通信の高度化を推進する。

②教育・社会福祉施設等の整備、防災対策等の推進

景気浮揚効果が高く、即効性に富んだ施策に重点を置きつつ、以下のような施策を推進する。

- ・ 教育・医療施設の近代化、老朽化した特別養護老人ホーム等の社会福祉施設の整備を推進する。

- ・ 観測又は防災に必要な施設、情報ネットワーク・システム等を整備するとともに、災害発生時の救出活動等の機能を強化する。

- ・ 融資制度の拡充等により既存建築

物の耐震改修を促進することとし、次期臨時国会に所要の法案を提出する。

## (2) 新規事業育成策

### ①資金調達環境の整備

- ・ 知的財産権の担保化を容易にするための環境整備を行うとともに、日本開発銀行等による新規事業育成支援のための低利融資制度の創設等、新規事業の創業期・立ち上がり期における資金調達を円滑化するための公的機関による支援策を拡充・強化する。

### ②人材確保の円滑化

- ・ 特定新規事業に関し、能力と成果に応じた成功払い報酬制度を導入することとし、資金調達環境整備のための施策とあわせ、次期臨時国会に所要の法案を提出する。

## (3) 新産業・生活インフラ整備等の促進

- ・ 民活法の特定施設整備事業の対象を追加する他、震災復興事業や純粋民間事業者に対する支援を強化することとし、次期臨時国会に所要の法案を提出する。
- ・ 繊維産業の構造改革に資する新たな生産・流通基盤を構築するため、次期臨時国会に所要の法案を提出する。

## (4) 輸入・対日投資の促進等

### ①輸入拡大、対日投資の促進

- ・ F A Z (フォーリン・アクセス拠点) への輸入関連事業者の集積インセンティブの整備等を図ることとし、次期

臨時国会に所要の法案を提出する。

- ・ 日本貿易振興会 (J E T R O) の支援事業の実施により F A Z 構想を推進するとともに、対日投資を促進するための低利融資制度を日本開発銀行等に創設する。

- ・ 港湾施設、港湾から高速道路へのアクセス道路を中心に、F A Z 地域への公共事業等の重点投資を実施する。

- ・ 我が国 M & A に関する対日投資会議の勧告の検討に資するため、経済団体、在日外国商工会議所等の意見を聴取する。

### ② A P E C における貿易投資の自由化、円滑化の促進

- ・ A P E C 大阪会議にむけて、「行動指針」を策定するとともに、前向きな「当初の措置」をとりまとめる。また、「域内経済見通し」の作成に取り組む。

## (5) 規制緩和等の一層の推進

### ①規制緩和推進計画の改定作業の着実な実施

- ・ 規制緩和推進計画の改定作業に早急に着手する。
- ・ 行政改革委員会の規制緩和の方向で一層の論議を期待するとともに、行政改革委員会の意見報告が提出され次第、これを尊重し所要の措置を計画改定作業に盛り込む。

### ②規制緩和の早期実施

- ・ 規制緩和推進計画の改定作業に先立ち、本対策に盛り込まれた他の規制緩和のほか、以下をはじめとする規制緩和を実施する。



- 医薬品の再販売価格維持制度について、現行指定品目に関し、これまでの指定品目の範囲の縮小後の状況等の調査を行い、その結果を踏まえ、平成8年度中に指定取り消しのための手続を実施。
- 高圧ガス及び液化石油ガス保安規則について、自主検査の導入・拡大、手続の簡素化等の検討開始。

### ③公共料金の見直し

- ・ 電気・ガス料金については、経営効率化を促すためのヤードスティック方式、原燃料費調整制度等を導入した新たな料金制度の下、改正電気事業法施行後できるだけ早期に本格料金改定を行う。
- ・ 旅客運賃・料金については、旅客運賃問題研究会の報告を踏まえ、各事業の特性に応じた検討を行い、逐次具体的な改善方策を実施する。このうち、国内航空運賃については、標準原価を最高額とする幅運賃制の導入について早急に細部の検討を進め、年内実施を図る。
- ・ 電気通信料金については、定額制等需要喚起型の料金の導入等マルチメディア時代に適した新しい料金の在り方について、来年5月を目途に取りまとめを行う。  
また、国際電話料金及び自動車・携帯電話料金の引下げ、割引料金の拡充等長距離通話料金の引下げを検討する。
- ・ 公共料金一般については、物価安定政策会議基本問題検討会において、各種価格設定方式をレビューし、経営効

率化を促す方策について、今年度中に取りまとめを行う。

## ◆短資会社によるCD買入れのための日本銀行貸出（いわゆるCDオペ）の実施について

日本銀行は、9月26日、短資会社向けに貸出を実行し、短資会社がそれをもとに入札方式でCDを買入れるかたちのオペレーション（いわゆるCDオペ）を実施した。これは、中間期末等資金需給の逼迫が予想される状況に対応して、市場調節の機動性を確保するとともに、金融市場全般の取引を一層円滑なものとする趣旨に立って実施したもの。

## ◆金融システム安定化委員会審議経過報告について

金融制度調査会（蔵相の諮問機関）・金融システム安定化委員会は、9月27日、金融機関の不良債権問題に関する審議経過報告を発表した。その内容は以下のとおり。

金融システム安定化委員会においては、金融機関の不良債権問題を早期に解決していくための諸方策について、7月4日の第1回会合以来鋭意検討を行ってきた。今後、更に諸方策の具体化に向けての審議を継続し、年末までには最終とりまとめを行う予定であるが、以下はこれまでの審議の経過を整理し、今後の検討の参考とするものである。

### 1. 不良債権の現状

- (1) 金融機関の不良債権は、ひとたびその

処理を誤れば経済全体を不安定化させかねないという意味で、我が国経済の先行きに不透明感をもたらしている。また、金融機関が経済社会のリスクを消化し、融資機能を適切に果していくことは、我が国経済の持続的な発展のため不可欠の前提である。こうした意味で、金融機関の不良債権の早期処理は現下の喫緊の課題である。

- (2) 我が国金融機関の不良債権の総額（破綻先債権、延滞債権及び金利減免等債権の合計額）は、95年3月末時点で40兆円程度と推計される。但し、我が国においては間接金融のウェイトが高く、金融機関の貸出残高が米国の2倍超、英仏独の合計額とほぼ同等の規模を有しているため、貸出残高に占める不良債権額の比率では米国における最近の事例（91年）とほぼ同等と見ることができると留意する必要がある。
- (3) また、約40兆円の不良債権の全額について今後処理を要する訳ではない。因みに主要21行をみると、不良債権処理を積極化した結果、破綻先債権・延滞債権（95年3月末 約12.5兆円）のうち今後処理を要する額は、93年3月末に比べ半額（約3.2兆円）まで減少している。また、全国銀行協会加盟行（150行）の業務純益は94年度4.5兆円、貸倒引当金は7.3兆円、株式の含み益は10数兆円であり、金融機関全体として見れば不良債権の問題を克服する能力を持っていると言える。更に、これまで懸案となっていた個別金

融機関の経営を巡る大きな問題の処理にも目処が立つこととなった。

- (4) これらの点を踏まえると、金融機関の不良債権問題については、関係者の厳しい努力が前提ではあるが、金利減免等債権の処理を含め本格的な取組みを行う基盤が整ったと考えられる。

## 2. 不良債権問題の背景と今後のあり方

- (1) 80年代後半、マクロ的に見た資金余剰の下で金融自由化が進展し、各金融機関は従来以上に融資態度を積極化させた。この過程で資産価格の極端な上昇と下落が発生したことにより、各金融機関は多額の不良債権を抱えることとなった。こうした金融自由化の進展の過程は、金融機関にとってリスクの増加する過程でもあり、各金融機関は経営の健全性確保に一層努めるべきであったが、実際には十分な対応がなされたとは言い難い。また、監督当局としても、自己責任原則の徹底と市場規律の十分な発揮を基軸とする透明性の高い新しい金融システムを早急に構築しておくべきであった。
- (2) 以上のような問題は欧米諸国においても金融自由化の過程で同様に生じたが、既に一部の国ではそれを克服するに至っている。金融自由化の実践の段階を迎えた我が国においても、新しい金融システムの構築に向けた構造的対応が必要であり、ディスクロージャーの一層の促進等による金融機関経営の健全性確保や預金者の自己責任原則の確立を図る必要があ

る。また、市場機能を補完するものとして、監督当局が金融機関経営の早期是正を促していくことや、金融機関が破綻した場合の透明性ある破綻処理方法の整備及び預金保険制度の拡充も重要である。

- (3) 一方、不良債権の早期処理が現下の喫緊の課題であることから、今後概ね5年以内の出来るだけ早期に不良債権の果敢かつ迅速な処理が求められており、その間における金融システムの安定性の確保を図るため、現行制度の枠組みを超えた特別の対応も必要となろう。

### 3. 不良債権のディスクロージャー

- (1) 不良債権のディスクロージャーは、主要21行においては96年3月期より破綻先債権・延滞債権に加え金利減免等債権についても開示が行われることとなるが、他の金融機関についても信用秩序に与える影響等に配慮しつつこれを更に推進し、概ね5年以内の出来るだけ早期に預金者に自己責任を問いうる環境を整備する必要がある。

- ① その他の普通銀行については、少なくとも海外に支店、現地法人を設けているものは96年3月期から延滞債権額までの開示を行うこととされているが、このうち地方銀行協会加盟行については96年3月期から一律に延滞債権額までの開示を行うことが望ましい。また、より多くの金融機関が金利減免等債権の開示も含め自発的に開示範囲の拡大に努めることが適当である。

- ② 協同組織金融機関についても積極的取り組みが求められるところであり、少なくとも一定規模以上の信用金庫については96年3月期から破綻先債権額の開示を行うことが望ましい。

また、信用組合については、組合員への開示の充実を図るとともに、一般の預金者への開示についても員外者の利用実態等に応じて段階的かつ着実に推進していく必要がある。

- (2) なお、個別金融機関がディスクロージャーを推進していく過程においても、行政当局が不良債権についての実態把握に努め、不良債権処理を進めていく上で議論の素材を提供していくことが適当である。

### 4. 不良債権処理及び破綻処理の方法

- (1) 不良債権の処理は金融機関の自助努力により対応すべきものであり、各金融機関における最大限の合理化努力や早期の引当、償却等の実施が求められる。また、帳簿上の処理にとどまらない担保不動産の流動化のための取り組みも重要である。
- (2) 不良債権処理の過程で、限られたケースではあろうが、金融機関の経営破綻への対応が必要となる。

破綻処理において、預金保険等によって保護されるべきは預金者、信用秩序であって、破綻金融機関、経営者、株主・出資者、従業員ではなく、破綻した金融機関は存続させないことが原則である。また、預金保険の資金援助が発動される

場合には、徹底的な合理化計画の策定や関係金融機関等による可能な限りの支援が行われることが前提となる。

これまでの破綻処理事例を見ると、こうした考え方に沿った措置が講じられてきていると言えよう。

- (3) しかしながら、現行制度の下では破綻処理等に関しいくつかの問題点があることも事実であり、以下の点を中心に制度面の整備等を早急に行うことが不可欠である。今後、本委員会において更に検討を進め、年内には具体的な制度等の枠組みにつき結論を得る。

①金融機関経営の健全性確保のための早期是正と破綻処理手続の早期開始

金融機関経営の健全性を確保するための早期是正を促していくことが重要であり、監督当局が自主的な経営改善計画の提出指導や業務改善命令等の法令上の措置を例えば自己資本の充実度等の一定の基準に基づき適時に講じていくことが必要である。そのため、米国等の例も参考に、検査頻度を高めること等により金融機関の実態を早期に把握すべきであり、検査・モニタリングに係る要員等の充実を早急に図る必要がある。また、金融機関自身においてもロスの早期認識を図っていく必要がある。

次に、最近の金融機関の破綻例を見ると、その財務内容が極度に悪化し実質的に破綻に陥ったとしても、流動性が確保される限りは営業を継続でき、

また経営者もそれを強く望む事情にあるため、結果として破綻処理が遅れ処理コストが拡大しやすいという問題がある。こうした事態を避けるためには、預金の払戻停止の危険が顕在化する前の早い段階、例えば債務超過に陥った時点から金融機関の破綻処理を開始しうよう制度の整備が必要である。また、一金融機関の破綻処理手続の遅れが問題のない他の金融機関に悪影響を及ぼすことのないよう、処理の迅速化を図ることも必要である。

②破綻処理方法の多様化

現行の預金保険の発動形態のうち預金保険金の直接支払（いわゆるペイオフ）については、ディスクロージャーが充実していく過程にあり、また信用不安を醸成しやすい状況にある現時点においては、ペイオフにより預金者に損失の分担を求めることは困難である。しかし、今後、預金者のモラルハザードを防止し、自己責任原則を徹底していくためには、破綻処理方法の多様化を図ることが必要である。

現行のペイオフについては預金者利便や地域の金融の円滑等への支障等の問題がある他、極めて多数の預金者が債権者として存在すること等から、清算配当の支払いがなされるまでに膨大な時間を要するという問題がある。このため、ペイオフについて実務的観点からの制度改善を行うとともに、例えば見込配当を速やかに行う制度を導入するなど、ペイオフと資金援助による

預金の全額保護との中間的な処理を可能とする制度の整備を行い、社会的コストのより小さい破綻処理方法の選択を可能としていく必要がある。

③当面の破綻処理を円滑に行うための民間による資金拠出の枠組み整備

関係金融機関等による可能な限りの支援や預金保険による資金援助のみでは営業譲渡等の処理を行うことが困難な場合が予想されるが、今後概ね5年の間においては、その不足する処理費用を当該金融機関の預金者に直接分担させることは難しい事情にある。

こうしたことから、従来は民間金融機関によるアドホックな資金拠出等がなされているところであるが、今後は透明性の高いシステムを設ける必要があり、例えば現行の預金保険ではまかなえない破綻処理費用を、民間金融機関からの特別保険料の徴収等によりカバーしていく制度の具体化について、早急に検討を進める必要がある。ただし、このような負担が過重となることにより、我が国金融機関の国際競争力に悪影響を及ぼすことのないよう留意すべきである。

(4) このほか、今般の個別金融機関の破綻処理により、預金保険機構の責任準備金が枯渇することが予想されることから、預金保険料率の引上げ及びつなぎ資金としての日本銀行からの借入枠の拡大を早急に実施する必要がある。

5. 信用組合等の経営の健全性確保

(1) 先般の東京の二つの信用組合の破綻や、最近相次いで生じた東京、大阪の信用組合の破綻の基本的な背景は、都市部の信用組合を中心に組合員の相互扶助という信用組合制度の基本理念と現実の信用組合の業務運営との間に大きな乖離が生じ、経営者による放漫経営を是正することが出来なかったことにある。

(2) こうした点を踏まえると、都市部を中心に協同組織としての基本理念が薄れ一般の金融機関としての性格を強めている信用組合については、今後、協同組織性を重視していくか否かについての経営判断を明確にさせていく必要がある。その上で、引き続き協同組織性を重視するものについては行政上の是正措置等を通じ員外取引規制等の遵守を徹底するとともに、一般の金融機関と同じ業務展開を指向するものについては他業態への転換につき法令の規定に基づき適切に対応していく必要がある。

(3) 信用組合に対する検査・監督の充実を図るため、自治体と国との連携強化のための定例協議の設置、検査における自治体と国の役割の調整、自治体と国の共同検査の発動条件の明確化等を図る必要がある。

(4) 信用組合の破綻処理については、最近の事例に見られるような信用組合を巡る厳しい状況及び全体として信用不安を醸成しやすい金融環境に鑑み、破綻処理を

速やかに進め、他の金融機関への波及を防止するため、処理についての費用負担のあり方、時限的な受け皿金融機関の整備等について早急に対応する必要がある。

(5) 信用組合について、ディスクロージャーの推進に加え、経営の健全性確保のために以下の方策が必要である。

#### ①理事の兼職

事業規模の拡大等により一般の金融機関と同様の性格を強めてきている信用組合については、理事の兼職に制度上新たに何らかの制限を設けることが適当である。また、兼職が認められる場合であっても、兼職状況や理事及びその関連会社への当該組合からの投融資状況等についてのディスクロージャーが行われる必要がある。

#### ②監査機能の充実

監査機能の一層の充実を図るため、外部の金融精通者等の員外監事への登用や民間団体の監査機能の活用等を図る。外部監査制についても段階的導入に向けて検討する。なお、他の協同組織金融機関についても事業規模等の拡大が見られるところであり、あわせて検討を行う。

### 6. 住専問題

(1) 住宅金融専門会社（以下、「住専」という）の問題は、その抱える不良債権が極めて多額であり、また関係する金融機関が多数にのぼることから、金融システム全体の安定性に与える影響も大きく、現

在の不良債権問題の中で、象徴的かつ緊要な問題となっている。

(2) 住専は、昭和40年代後半から、昭和50年代前半にかけて、当時の旺盛な住宅資金需要に応じていくべく、金融機関等の共同出資により、個人に対する住宅ローンの提供を主たる目的に設立された。母体行は、個別に程度の差はあると思われるが、主要役員のパイプ等、住専の経営に関与した。当時の金融制度調査会においては、住専については、国民の住宅需要に対する充足の手段として育つことが望ましいとしつつも、利用者保護の観点からは規制の必要性は薄いものであるという議論がなされた。

(3) その後、金融を取り巻く環境の変化の中で、民間金融機関が個人向の住宅金融の分野へ前向きに取り組むようになるとともに、住宅金融公庫の役割も増大していった。こうした中において、住専は、当初の目的である個人向の住宅ローンの提供から、次第に住宅開発業者、不動産業者への融資へと傾斜していった。このような住専の動向の中で、住専への貸し手である金融機関は、住専に対する融資を拡大させていくこととなった。特に、農協系統金融機関については、不動産業向け融資の総量規制が行われた前後において、その融資が増加している。一方、行政当局も、住専は預金取扱金融機関とは異なるものであるが、住専の急激な事業者向け融資への傾斜に十分な指導を行えなかった。

(4) バブルの崩壊に伴い、これら事業者向け融資が不良債権化し、住専の経営を圧迫することとなった。住専は2次に亘り、母体行が主体となって再建計画を策定し再建を図ってきたが、金利の低下や地価の一層の下落等の中で、現在、その抜本的な見直しを迫られている。大蔵省が本年8月から実施している住専への立ち入り調査によると、住専8社の不良債権の合計額は、8.4兆円、うちロスとなる懸念のある部分は、6.3兆円に達する見込である。

(5) 住専問題解決の緊要性に鑑み、経営にあたっている住専自身及び母体行が主体的役割を果たし、今後の根本的な方針や債権の処理の仕方等につき合意形成を行うことが必要である。この過程で、農協系統金融機関や一般金融機関とも、処理方策につき協議を行うことが必要であり、その際、経緯等を踏まえ、当事者それぞれが責任を自覚しつつ、出来る限りの歩みよりの努力が行われることが要請される。

(6) また、行政当局は当事者間における議論を踏まえつつ、個別住専を超えた全体的枠組みの整備についての検討を並行して進め、適時に当事者間の合意形成を促進する必要がある。

特に、住専の抱える不良債権の回収には長期間を要するものと見込まれるため、こうした不良債権等の受け皿となり処理をすすめる機関を設けることにつき、早急に検討を進めることが望ましい。

また、多額の不良債権への対応は金融機関や経済に及ぼす影響も大きいため、段

階的な対応について検討する必要がある。

(7) 住専問題の早急な解決は、国内外から要請されているところであり、本年末までに、処理策が策定されるよう、すべての関係者が強い決意をもって取り組むことが必要である。

## 7. 公的関与のあり方

(1) 本来、金融機関の破綻処理は預金保険の発動等の公的な手段を含め、金融システム内の処理と負担により行われることが大原則であり、納税者に負担を求めることについては、慎重な検討が必要である。事実欧米諸国においても基本的には同様の対応がとられている。

米国においては、80年代に貯蓄貸付組合の大量破綻が生じたことにより預金保険制度自体が破綻し、これを契機に預金保険料の大幅引上げ等金融システム内での厳しい対応が行われた一方で財政資金の導入が行われた。また、北欧諸国においても90年代前半に生じた大銀行の破綻に際し、民間金融機関の対応だけでは十分でないことから、システミックリスクを回避するため財政資金による銀行の国有化や資本注入、銀行の資金調達への政府による保証の供与が行われた。

なお、我が国においても、預金保険制度の存在しない昭和初期には、震災手形の割引により日本銀行に生じた損失を補填するために日本銀行への交付国債の発行が行われたり、台湾銀行救済等のための日本銀行の特別融通に対し政府による一定限度額の損失補償が行われたところである。

(2) 金融機関の破綻処理については、まず、金融機関の自助努力、最大限の保険料引上げを含む預金保険の発動等金融システム内での最大限の対応により、破綻処理に対処しうるかどうかの検討が求められる。その上で、これらの措置が講じられた後にもなお、今後概ね5年程度の間において、金融機関は清算・消滅させるが預金者に破綻処理費用を直接分担させることを避ける必要のあるような場合には、公的資金の時限的な導入も検討課題となろう。

(3) また、金融機関が破綻に陥る以前の段階にあっても、不良債権処理の遅れが我が国金融システム全体に著しい悪影響を及ぼすこととなる場合には、公的資金の導入も含めて早期に問題の解決を図ることも止むを得ないとの意見がある。

他方、こうした観点からの公的資金の導入論については、納税者の理解を得るには未だ十分な議論が尽くされておらず、金融機関経営者のモラルハザードの問題等が懸念されるとの意見がある。いずれにせよ、今後、問題の規模、当事者のみによる早期処理の困難性等を含め、引き続き検討を行うことが必要である。

## ◆大蔵省、「金融機関の不良債権の早期処理について」を公表

大蔵省は、9月27日、「金融機関の不良債権の早期処理について」を公表した。その内容は以下のとおり。

金融機関の不良債権問題については、その処理を先送りすることなく、引き続き果敢に対応する。大蔵省としては、金融制度調査会金融システム安定化委員会審議経過報告を踏まえ、当面、以下のような方針で不良債権問題の解決に取り組む。

### 1. ディスクロージャーの拡充

主要21行においては、平成8年3月期から全ての不良債権の開示が行われることとなるが、更に、地方銀行協会加盟行について一律に延滞債権の開示を行うとともに、一定規模以上の信用金庫については破綻先債権の開示を行うよう関係者に促す。また、当局において、今年9月期における金融機関全体の不良債権の状況について取りまとめ、公表する。

### 2. 破綻処理方法等の改善

- ① 健全性確保のための早期是正、破綻処理手続の早期開始に関する制度の創設、
  - ② ペイオフと資金援助との中間的手法の整備、
  - ③ 民間資金の拠出に関する透明性の高い枠組みの時限的な導入、
- について検討し、次期通常国会に所要の法律案を提出する。

### 3. 預金保険料率の引上げ

預金保険料率の引上げを早急に実施することとし、所要の手続きを進める。

### 4. 信用組合の経営健全化

- ① 員外取引規制等の遵守の徹底、他業態転換を指向するものについての適切な対応、



- ②検査・監督面での自治体と国との連携強化、役割の調整等、
  - ③破綻処理の費用負担のあり方の検討、受け皿機関の整備等、
  - ④理事の兼職についての制限、監査機能の一層の充実、
- を図るため、所要の措置を講ずる。

#### 5. 住宅金融専門会社

当事者による真剣な取組みを奨励するとともに、不良債権等の受け皿となる機関等について検討を行い、年内に処理方策を固める。

#### 6. 公的資金

公的資金の時限的な導入も含めた公的な関与のあり方について、金融システム内での最大限の対応等を踏まえつつ、検討を進める。

### ◆大蔵省、預金に関する通達の一部を改正

大蔵省は、9月29日、預金に関する通達（「預金、貯金及び定期積金の商品性及びその取扱いについて」の一部を改正した（10月16日から実施）。主な改正点は以下のとおり。

#### 1. 預金、定期積金の商品設計

「金融機関は、預金及び定期積金の商品設計については、元本保証を前提とし、一般法令や他商品の取扱いを定めた法令に抵触する場合を除き、自己の経営判断によりこれを行うこととする」と通達に明記することで、商品設計の原則自由を明確化。

#### 2. 届出制の廃止

新しい預金商品の取扱い開始に関する大蔵省への届出制を廃止。

#### 3. 譲渡性預金の最長発行期間の延長

「2週間以上2年以内」の発行期間を「2週間以上5年以内」に延長。

#### 4. 固定金利型定期預金の最長預入期間制限の撤廃

「1か月以上5年以内」としてきた預入期間を「1か月以上」に改正。

#### 5. 顧客への情報提供に関する規定の新設

金融機関の顧客に対する情報提供として、以下の点を明記。

- (1) 主要な預金金利の店頭表示
- (2) 手数料一覧の店舗内備置・縦覧
- (3) 取り扱う預金商品のうち預金保険の対象となるものの明示
- (4) 商品内容全般に対する情報提供
  - ① 商品ごとに、概要説明書（記載項目は以下のとおり）、規定による顧客の求めに応じた説明およびその交付
    - イ. 商品名（愛称を含む）
    - ロ. 販売対象
    - ハ. 期間（自動継続扱いの有無を含む）
    - ニ. 預入（受入）方法（預入方法、最低預入金額、預入単位、等）
    - ホ. 払戻（支払）方法
    - ヘ. 利息（利率設定方法、利率表示場所、利払い頻度、計算方法、等）
    - ト. 手数料
    - チ. 付加できる特約事項

リ、中途解約時の取り扱い(解約利率・手数料の計算方法を含む)

ヌ、その他の参考となる事項(上記項目以外で預金者の権利義務に実質的な影響を与える事項について、メリット・デメリット双方に関する情報を公正に記載)

② デリバティブ商品等と預金等との組み合わせにより、預入時の払込金額が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、デリバティブ商品等は預金等契約とは別途の契約として同時に行うものであること、預入時の払込金額が満期時に全額返還されることが保証されないこと等商品内容のより詳細な説明

(5) 変動金利預金の基準となる指標および一定の利率設定方法の明示および金利情報の適切な提供

## ◆証券取引審議会、「店頭特則市場の株式公開制度等の在り方について」を公表

証券取引審議会は、9月29日、公正取引特別部会・報告書「店頭特則市場の株式公開制度等の在り方について」を公表した。同報告書は、本年7月に開設された店頭特則市場について、「我が国経済の新たな発展基盤を支えるニュービジネスの成長を資金面から支援することによって、証券市場としても経済構造改革の一翼を担う重要な意義をもつ」とした上で、「この店頭特則市場が、その創設の目的に沿って有効に機能するためには、その対象とする特則銘柄の特性

にふさわしい株式公開制度等を整備する必要」があると指摘、以下の改善措置を挙げている。

1. 公開前の株式移動および第三者割当増資に対する規制の緩和

(1) 規制期間内における株式移動

創業後日が浅い対象企業にとっては、特別利害関係者等からの資金供給が重要な役割を果たしており、現在原則として禁止されている規制期間(公開日の直前決済期末の2年前～公開日の前日)における特別利害関係者等による株式移動(登録申請会社の株式の譲受け又は譲渡)について、現行規制を適用しないことが適当。

(2) 制限期間内における第三者割当増資

登録前のエクイティ・ファイナンスの調達先としては、役員等の縁故者等の特別利害関係者等が中心とならざるを得ず、現在原則として禁止されている制限期間(公開日の直前決算期末の2年前～6か月前)における特別利害関係者等に対する第三者割当増資について、現行規制を適用しないことが適当。

2. 公開株の価格決定方法におけるブックビルディング方式の採用

立ち上がり段階にある対象企業は、当該企業の財務指標を基準とした株式の価額の評価や、入札下限価額を算定する上で必要となる既公開の類似会社の適切な選定が技術的に困難。したがって、現行制度のような一部入札による公開価格決定方法はなじまないと考えられ、ブックビルディング方式(主幹事証券会社が、仮条件<複数の価

格、価格帯等>を提示した上で、引受シ団メンバーの各証券会社が個別投資家の需要動向を積み上げていき、その需要予測や市場動向等を勘案して、公開株式数、公開価格等を決定する仕組み)の採用が適当。

3. 株式公開時等における証券会社の顧客に対する配分上限規制の適用除外

ハイリスク、ハイリターンが特性である特則銘柄の公開株式等を購入する投資家は自ずと限定されることから、ベンチャー企業等の資金調達の円滑化という店頭特則市場創設の趣旨を踏まえれば、現行の一顧客当たりの配分株数等についての上限規則(いわゆる「5千株ルール」および「1万株ルール」)を適用しないことが適当。

◆現行金利一覧 (7年10月16日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期 <sup>( )</sup> 内 前水準
公定歩合		
・商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合	0.5	7.9.8 (1.00)
・その他のものを担保とする貸付利子歩合	0.75	7.9.8 (1.25)
短期プライムレート	1.625	7.9.14 (2.0)
長期プライムレート	2.8	7.10.13 (3.0)
政府系金融機関の貸付基準金利		
・日本開発銀行	3.15	7.10.16 (3.25)
・中小企業金融公庫、国民金融公庫	3.15	7.10.16 (3.25)
・住宅金融公庫	3.25	7.7.14 (3.60)
資金運用部預託金利 (期間3年~5年)	3.05	7.10.16 (3.15)
(期間5年~7年)	3.10	7.10.16 (3.20)
(期間7年以上)	3.15	7.10.16 (3.25)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート(実施時期は同採用レートが最多となった時点)。

◆公社債発行条件 (7年10月16日現在)

		発行条件	改定前発行条件
国債(10年)	応募者利回り(%)	<10月債> <u>2.777</u>	<9月債> 3.264
	表面利率(%)	<u>2.9</u>	3.3
	発行価格(円)	<u>100.96</u>	100.27
割引国債(5年)	応募者利回り(%)	<9月債> 2.824	<7月債> 2.473
	同税引後(%)	2.280	2.000
	発行価格(円)	87.00	88.50
政府短期証券(60日)	応募者利回り(%)	<9月13日発行分~> <7月31日発行分~> 0.374	0.625
	割引率(%)	0.375	0.625
	発行価格(円)	99.9384	99.8973
政府保証債(10年)	応募者利回り(%)	<10月債> <u>2.900</u>	<9月債> 3.333
	表面利率(%)	<u>2.9</u>	3.3
	発行価格(円)	<u>100.00</u>	99.75
公募地方債(10年)	応募者利回り(%)	<10月債> <u>2.912</u>	<9月債> 3.346
	表面利率(%)	<u>2.9</u>	3.3
	発行価格(円)	<u>99.90</u>	99.65
利付金融債(3年物)	応募者利回り(%)	<10月債> <u>1.200</u>	<9月債> 1.400
	表面利率(%)	<u>1.2</u>	1.4
	発行価格(円)	100.00	100.00
利付金融債(5年物)	応募者利回り(%)	<10月債> <u>1.900</u>	<9月債> 2.100
	表面利率(%)	<u>1.9</u>	2.1
	発行価格(円)	100.00	100.00
割引金融債	応募者利回り(%)	<10月後半債> <10月前半債> 0.502	0.502
	同税引後(%)	0.411	0.411
	割引率(%)	0.49	0.49
	発行価格(円)	99.51	99.50

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。  
2. 利付金融債については募集債の計数。

## 海外

### ◆主要先進7か国蔵相・中央銀行 総裁会議（G7）の共同声明に ついて

主要先進7か国（カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国、米国）の大蔵大臣および中央銀行総裁は、10月7日（日本時間8日）、ワシントンにおいて、以下のような共同声明を発表した。

1. 大臣及び総裁は、現在の世界経済・金融情勢をレビューし、ハリファックス・サミットにおいて首脳から要請された、国際金融機関の改革の実施の進捗を評価するために、本日、1995年10月7日に会合した。また、大臣及び総裁は、ECの代表とともに、ロシア連邦の経済政策について議論を行うため、ロシア当局者と会合を持った。
2. 大臣及び総裁は、ほとんどの国において、経済成長の継続及び雇用の拡大のための条件は整っており、インフレは十分抑制され、または下降していることに合意した。過去数か月のうちに発表され、また実施された建設的な金融・財政上の政策措置、及び4月の会合以来の為替相場の大きな流れは、経済見通しの改善に貢献してきている。
3. 大臣及び総裁は、持続的なインフレなき成長を引き続き政策目的とすべきであることに

合意した。持続的かつ確固たる景気の拡大は、雇用の創出、対外不均衡の縮小、金融市場の安定につながるであろう。

4. 大臣及び総裁は、いくつかの国においては、財政赤字削減につき顕著かつ持続的な進展が見られ、その他の国においても包括的財政赤字削減策が既に開始され、又は近い将来開始されようとしていることを認識した。彼らは、また、それぞれの国において、貯蓄を促進し、より高い投資水準を支え、長期の成長見通しを向上させるために、中期的に更に大幅な財政赤字削減が不可欠であることを強調した。
5. 大臣及び総裁は、彼らの4月の会合後に始まった主要国通貨の動きに見られる秩序ある反転を歓迎した。彼らは、基礎的な経済ファンダメンタルズと整合的なこうしたトレンドの継続を歓迎するものである。彼らは、不均衡を縮小し、為替市場において緊密に協力するというコミットメントを再確認した。
6. 大臣及び総裁は、危機を予防し、必要に応じ危機に対応するための能力を含む国際通貨体制の強化という、ハリファックス・サミットにおいて首脳から与えられたマンデートの実施のために現在行っている努力をレビューした。彼らは、ハリファックス・サミットにおいて重要性が認識された、データ公表、サー

ベイランス、緊急融資、国家レベルの流動性危機に対処するための手続きのレビュー、金融市場規制、マルチ債務、経済・政治危機から復興しつつある諸国についての協調等の分野における進展を期待する。

7. 大臣及び総裁は、ボスニアにおける包括的な和平合意の促進のための外交努力に留意した。大臣及び総裁は、IMF及び世銀に対し、国際社会が、諸条件が整い次第迅速かつ柔軟に、かつ適当な条件で対応できるよう、必要な資金需要の徹底したアセスメントを早急に実施することを求めた。
8. 大臣及び総裁は、ECの代表とともに、チェバイス第一副首相をはじめとするロシアの当局者と会合した。彼らは、今年のロシアの力強い政策パフォーマンスの成果が、より一層明確になりつつあることに合意した。こうしたロシア当局の政策は、IMFの68億ドルのスタンド・バイ取極及びパリ・クラブの64億ドルの債務繰延べにより支援されてきた。大臣及び総裁は、ロシアに対し、経済安定化プログラムを遵守し、民営化をはじめとする構造改革を強化するよう求めた。彼らは、また、ロシア及びIMFに対して拡大信用供与措置取極（EFF取極）について作業を進めることを求めた。彼らは、スタンド・バイ取極の成功裡の継続的な実施を基礎として、ロシアの中期的な債務問題に対処するための包括的リスクに関する交渉を今秋半ば以降開始する用意があることを再確認した。

## ◆米国連邦公開市場委員会（FOMC）、8月22日開催の同委員会議事録を公表

米国連邦公開市場委員会（FOMC）は、8月22日に開催された同委員会議事録を、9月29日に公表した。その概要は以下のとおり。

### （景気動向全般）

在庫調整が予想以上の速さで進んだものの、最終需要のさらなる拡大により、景気は全般的に好転した。リセッションのリスクは減少し緩やかな成長が持続する可能性が高いが、依然として加速・減速の双方向のリスクが存在する。とりわけ、今後の財政政策の動向が景気に対してどのような影響を与えるかは不透明である。

### （需要項目別動向）

個人消費について最近のミクロ情報を総合すると、自動車販売を除くと堅調に推移しているようである。先行きについては、ペントアップ需要の充足や消費者信用残高の増加が消費を幾分抑制する要因となろう。しかし、株式市場の好調による資産効果や、住宅投資の好調を背景とした耐久財への需要増加が見込まれることから、1996年を展望しても消費は持続的に拡大しよう。

住宅投資は、長期金利の低下を反映して一戸建住宅を中心に顕著に回復している（ただし集合住宅については、供給過剰感が払拭されていないため、一戸建ほどの回復力はない）。

設備投資は現状よりは減速するが、情報関連投資の増加傾向に支えられて、今後も景気に対してプラス寄与を続けるとみられる。

在庫調整は、まだすべてのセクターで完了したわけではないが、かなり進んだとみられる。既に、多くの業種で望ましい在庫率に達しているため、在庫投資は景気に対してより中立的になってきた。

外需の動向については不透明な面も残っているが、総じてみれば主要貿易相手国の需要の伸びは緩やかなものにとどまるとみられるため、経済成長への寄与度合も比較的小さなものであろう。

#### (財政政策)

大幅な財政削減が実現するとの見方もあるが、決着するかどうかについては依然として不確実である。長期金利の低下は、恐らく大幅な財政赤字削減期待を織り込んだ結果とみられる。したがって、財政削減度合が緩慢なものにとどまる場合には、かえって金利上昇圧力に結び付くであろう。このため、財政審議の帰趨は、当面の景気展開に影響を及ぼす重要な要因になるとみられる。

#### (物価動向)

短期的には物価動向は望ましい状況にあると言えるが、長期的な見通しについては見方が異なっている。すなわち、数名の委員は、現在予想されている経済成長の下では物価は緩やかな上昇にとどまり、さらにドル相場の上昇も、やや遅れてではあるが、物価を安定化する要因として働くとの見方を示した。他の委員は、GDPが潜在GDPの水準に近付いている状況の下では、労働コストの安定が持続できない可能性に鑑みて、先行きの物価安定に対しやや慎重な見方を示した。

#### (政策スタンス)

短期的には景気・物価情勢とも好ましい状態にあるため、全員一致で現状の政策スタンスを維持することを決定した。ただし、相当な財政削減が実行されていく場合には、(一部の委員からは、実質金利の面からみてやや景気抑制的と評価される) 現状の政策スタンスについて見直しが必要との認識も示された。

### ◆欧州各国中央銀行、政策金利を変更

フランス銀行は、10月6日、5～10日物現先オペを当面停止し、これに代わってオーバーナイト物現先オペを金利6.15%で実施、その後、10月9日、同金利を7.25%に引き上げ、10月16日には7.00%に引き下げる旨発表した(いずれも即日実施)。10月9日の利上げについて、フランス銀行では、①M<sub>3</sub>および国内負債残高の伸びが中期的目標値(5%程度)にまで高まってきたこと、ならびに、②ERMにおける最も信頼度の高い通貨グループの中核としての仏フランの地位を維持する必要があること、に鑑みたものと説明した。

また、ベルギー国立銀行は、10月4日、以下のとおり政策金利を変更した。

中心金利	4.10	→	4.05%
限度内貸出金利	5.35	→	5.30%

### ◆フランス政府、1996年度予算を閣議決定

フランス政府は、9月20日、1996年度(1996年1～12月)予算案を閣議決定した(表1)。同予

算案の特徴は、①歳出を消費者物価上昇率を下回る伸びにとどめる緊縮型予算となっていること、そうした中で、②雇用創出に最も重点を置いて予算を配分していることの2点。

なお、同政府は予算案の閣議決定と同時に、1996年政府経済見通しを発表した。

1. 1996年度予算案の概略

歳入については、①景気の拡大持続に加え、②付加価値税収増（1995年8月より税率を18.6%から20.6%へ引き上げ）、富裕税・ガンリン税・煙草税の税率引き上げ、預貯金への課税強化等の増税措置から、前年度比+5.0%の伸びを見込んでいる。一方、雇用関連支出と公債費を除いた歳出については、同+1.8%と消費者物価上昇率（前年度比+2.2%）を下回る伸びに抑制した。この結果、中央政府の財政赤字は1995年度補正後予算の3,216億フラン（対GDP比4.1%）から2,897億フラン（同3.6%）へと減少を見込んでいる。なお、今回の予算案は、欧州通貨統合の進展に向けたコンバージェンス・クライテリア達成という、政府がかねてから表明していた目標に沿った計画となっている。

2. 経済見通し

フランス政府は、1996年度予算案の閣議決定と同時に、1996年政府経済見通しを発表した（表2）。実質GDP成長率（前年比）は+2.8%（1995年+2.9%）で、需要項目別にみると、設備投資が好調を維持し、個人消費も1995年並みの伸びとなっている一方、輸出は伸び率が低下する見通しとなっている。また、消費者物価上昇率は+2.2%（1995年+1.9%）の見通しとなっている。

(表1) 1996年度予算案の概要

(単位 百万フラン、%)

	1995年度 補正後予算	1996年度 予算案	1996年度 変化率
歳 出	1,523,767	1,551,866	1.8
非 軍 事 支 出	1,051,523	1,069,380	1.7
独立機関費 (大統領府、議会等)	3,956	4,186	5.8
公務運営費 (人件費、物件費)	516,032	533,725	3.4
その他運営費	443,496	447,358	0.9
投資費	88,039	84,113	△ 4.5
軍 事 支 出	239,256	241,442	0.9
公 債 費	209,165	226,445	8.3
国庫特別勘定	15,898	10,805	△32.0
歳 入	1,202,167	1,262,128	5.0
収 支 尻	△321,600	△289,738	(赤字幅は 31,862の縮小)
同 GDP 対比	△ 4.14	△ 3.55	(+0.59%ポ イントの改善)

(表2) フランス政府経済見通し(9月20日発表)

(単位 前年比%)

	1994年実績	95年見込み	96年見通し
実 質 G D P	2.6	2.9	2.8
個 人 消 費	1.6	2.3	2.3
民間設備投資	△ 1.0	6.3	8.0
輸 出	6.4	6.9	5.1
輸 入	7.0	6.3	5.7
CPI上昇率(年末)	1.6	2.4	1.9
(年平均)	1.7	1.9	2.2
貿易収支(億フラン)	890	1,000	930
家計部門貯蓄率	13.4	13.8	13.2
前 提			
フランの対ドル相場	5.55	5.03	5.08
OECD諸国成長率	3.0	2.5	2.7
EU諸国成長率	2.8	3.0	3.0
原油価格(\$/バレル)	15.5	17.5	18.0

(注) 1994年実績は大蔵省発表ベース。

## ◆台湾中央銀行、預金準備率を引き下げ

台湾中央銀行は、9月25日、マネーサプライの増勢が鈍化し、物価上昇率も落ち着いた動きを示していることから預金準備率を0.5～1.0%ポイント引き下げた。

(単位 %)

	当座預金	普通預金	定期預金	貯蓄預金	
				普通	定期
1995年8月12日実施	25.25	23.25	9.625	15.75	7.625
9月25日実施 (今回)	24.25	22.25	9.125	14.75	7.125
下 げ 幅	△ 1.00	△ 1.00	△ 0.50	△ 1.00	△ 0.50

## ◆香港立法評議会選挙で民主派勝利

9月17日、香港で立法評議会選挙が実施され、民主化・人権擁護を掲げる民主派が60議席中25議席を獲得して、親中派（15議席獲得）に勝利を収めた。

なお、今回の選挙は新しい選挙制度（パッテン総督により提案され、昨年6月に立法評議会でも可決されたもの、有権者数の拡大等により民主化を推進）に基づいて実施されたものであり、中国は今回の選挙結果は香港返還後無効であることを表明している。

## ◆フィリピン中央銀行、政策金利を引き上げ

フィリピン中央銀行は、10月2日および9日に、対金融機関貸出金利（オーバーナイト）を各0.25%引き上げた（11.25%→11.50%＜10月2日＞→11.75%＜10月9日＞）。

今次措置の背景として、海外からの直接投資の流入等を契機とする景気の拡大が続く中、干ばつの影響による米価格の高騰もあって、物価上昇テンポが強まりつつある状況が挙げられる。

### 消費者物価上昇率の推移

(前年比 %)

1994年	1995年1Q	2Q	7月	8月	9月
9.0	5.6	6.7	7.4	8.4	11.8

## ◆タイ政府、外国銀行のフルライセンス免許への昇格に関する認可基準・手続の概要を決定

タイ政府は、9月26日、タイのオフショア金融市場（BIBF、Bangkok International Banking Facilities）でのみ銀行業務を行っている外国銀行について、オフショア市場での銀行業務に限定した免許（BIBF免許）からパーツ建て預貸業務を含むすべての銀行業務を行える免許（フルライセンス）への昇格に関する認可基準・手続の概要を決定した。本年10月1日から来年の1月31日まで申請を受け付け、中央銀行と大蔵省が審査を行い、来年4月までに5～7行についてフルライセンスへの昇格を認可する予定である。申請の条件としては、資本金を昇格時に10億バーツ、昇格後1年以内に20億バーツまで増資すること等である。なお、本措置は1995年2月に政府が採択した金融制度マスタープランに沿ったもの。

## ◆タイ中央銀行、為替持高算出方法を変更

タイ中央銀行は、物価の騰勢が強まる中、貸



出抑制を狙い、9月22日、国内商業銀行に対して、為替持高算出の際の外貨建て与信の計上方法の変更を通達した。これにより、①土地購入資金や個人向け与信は与信額として非計上、②娯楽産業、消費財輸入、ゴルフコース、多額の不動産プロジェクト等については50%を与信額として計上する扱いとなり、③銀行の子会社向け与信については中央銀行の判断に従うこととなった。非計上与信額については為替ポジションをカバーする必要がある、これが貸出抑制の効果を持つものと期待されている。なお、10月3日、フルライセンスを有する外国銀行に対しても同様の通達を發出した。

### ◆インドネシア中央銀行、大口融資規制を緩和

インドネシア中央銀行は9月下旬、大口融資規制を緩和した。すなわち、発行済み株式の30%以上が株式市場で流通している企業については、大口融資規制上は企業グループに属さないものと見做し、1企業グループに対する貸出の上限を自己資本の50%とする規制の対象外とした。これは、従来は企業グループ内で資金調達を行っていた優良企業の上場を促し、株式市場の発展を促すとともに、優良企業向け貸出を促進し、銀行の経営基盤を強化する狙いがあるとみられる。

### ◆中国、共産党第14期中央委員会第5回全体会議（五中全会）を開催

中国共産党は、9月25日から28日までの間、北京において第14期中央委員会第5回全体会議

（五中全会）を開催し、第9次5か年計画を含むコミュニケを採択した。

コミュニケの概要は以下のとおり。

1. 第9次5か年計画（1996～2000年）の基本方針
  - ・2000年の1人当たりG N Pを1980年の4倍にする。
  - ・貧困を解消し、人民の生活をまずまずの（小康）水準に引き上げる。
  - ・近代的企業制度の建設を加速し、社会主義市場経済体制の基礎を確立する。
2. 2010年までの長期目標
  - ・2010年のG N Pを2000年の2倍にする。
  - ・人民の生活をまずまずの水準からより豊かな水準に引き上げる。
  - ・社会主義市場経済体制を確立する。
3. 中央軍事委員会副主席の補充
  - ・遲浩田国防相、張万年軍総参謀長を中央軍事委副主席に就任させる。
4. 陳希同前北京市党委員会書記のすべての職務の解任
  - ・北京市の汚職事件に関与した陳希同を中央政治局委員、全国人民代表大会代表の職務から解任する。